

国指定鳥獣保護区における渡り鳥の状況について

	国指定鳥獣保護区 名	主な渡り鳥の種類 ＜飛来期間＞ ※1	現在の渡り鳥の主な種類 及び羽数(概数) ※2	備 考 ※3	※ 4
北海道	はまもとんべつ 浜頓別クッチャロ湖 (浜頓別町)	コハチヨウ、 マガモ、オカガモ	コハチヨウ 1700 羽、 マガモ、オカガモ等ハチ類 500 羽	※主に渡去の中継地 先週より 100 羽程コハチヨウ が増加。湖面は未だ 80 %程凍結。(3/23 現在)	北海道
	みやじまめま 宮島沼 (美唄市)	マガソ 約 5 ～ 6 万羽 ＜秋期 9 月下旬～ 10 月 下旬、春期 4 月＞ 他にオカガモ等ハチ類、 コハチヨウ等ハチヨウ類	オハチヨウ 2、 オハツ 1、	※主に渡去の中継地 わずかに解氷部があるが 未だ渡り鳥の飛来は見ら れない。(3/23 現在)	
	ウトナイ湖 (苫小牧市)	ハチヨウ類 <11 月上～ 1 月上旬>、ハチ類 <10 月 上～ 1 月上旬> など	ハチヨウ類 200 羽、 オカガモ 2000 羽	※主に渡去の中継地 ハチヨウ、ハチ類の飛来が多 く、越冬鳥類が終結の傾 向にある。湖面は全面解 氷した。(3/22 現在)	
青森県	こみなと 小湊 (平内町)	オハチヨウ、オカガモ、 キンクロハシロ、ユリカモ	オハチヨウ 100 羽 (3/22 には 14 羽に減少) オカガモ 600 羽 キンクロハシロ 60 羽 ユリカモ 70 羽	渡去のほぼ終盤と思われ る。ハチ類にも減少が見ら れる。(3/18 現在) ※一部 3/22 の情報	東北
秋田県	おおがた 大潟草原 (大潟村)	コガモ、マガモ等ハチ類 ＜10 月上～ 3 月下旬> コハチヨウ等ハチヨウ類 ヒシイ、マガソ ＜10 月下～ 3 月下旬>	マガモ 2 羽、コガモ 4 羽 渡去終了：ハチヨウ類 3/5、 ヒシイ・マガソ 3/3、マガモ・コガ モ 3/15 (3/21 現在)	※ 3/18 ミヤママス群、マガソ ・ヒシイが見られたが 3/21 には見えず、渡去したもの と判断される。	
宮城県	伊豆沼 (栗原市、登米市)	マガソ 3 万羽 ＜10 月下旬～ 3 月>	ガソ、ハチ類 2,500 羽 ※オカガモ(500)減少、 マガモ(400)及びハシロ ガモ(100)増加	越冬中。(3/22 現在)	
山形県	最上川河口 (酒田市)	オカガモ、オハシロ、キン クロハシロ等ハチ類 オハチヨウ、コハチヨウ ＜10 月中～ 4 月中旬>	オハチヨウ 350 羽、コハチヨウ 200 羽、オカガモ 5,500 羽、 オハシロ 100 羽以下、 キンクロハシロ 100 羽以下	現在越冬中で、2/13 か ら渡去開始(ハチヨウ類、ハチ 類とも減少)。 (3/22 現在)	
新潟県	さかた 佐潟 (新潟市)	コハチヨウ、オハチヨウ マガモ、コガモ等ハチ類	マガモ 500 羽 コガモ 300 羽	ハチヨウ類の渡去終了。 (3/23 現在)	関東

兵庫 県	はまこうしえん 浜甲子園 (西宮市)	鶺鴒 〈9月中～4月下旬〉 シギ・チドリ類 〈4月中～5月下旬〉	鶺鴒 500羽	渡去中。(3/25現在)	近畿
鳥取 県・ 島根 県	なかうみ 中海 (米子市、境港市、安来市、松江市、東出雲町)	鶺鴒 約5万羽 〈10月中～4月末〉	コハクチョウ 230羽、 鶺鴒 7,400羽	コハクチョウは渡去の後半、鶺鴒は渡去中とみられる。 (3/17～23確認)	中国・四国
島根 県	しんじこ 宍道湖 (松江市、出雲市、斐川町)	マガン、コハクチョウ、鶺鴒 約4万羽 〈10月中～4月末〉	鶺鴒 2400羽	コハクチョウは、ほとんど渡去。 鶺鴒は渡去中とみられる。 (3/21～22現在)	
福岡 県	わじろひがた 和白干潟 (福岡市)	ヒドリガモ、マガモ等鶺鴒 〈10月～3月〉 ハシビロなどシギ類 〈9月～4月〉	マガモ 100羽	(3/23現在)	九州
宮崎 県	きりしま 霧島 (都城市、高原町)	マガモ等鶺鴒 〈10月～4月〉	ヒドリガモ 40羽、 マガモ 150羽	渡去が進んでいるもよう。 (3/23現在)	
鹿児島 県	いずみ たかおの 出水・高尾野 (出水市)	ナベヅル、マナヅル等ツル類 〈10月～3月〉 ヒドリガモ、マガモ等鶺鴒 〈10月～3月〉	ナベヅル 2,500羽 マナヅル 1羽 ヒドリガモ等鶺鴒 1,300羽	ナベヅルの渡去が進んでいる。 (3/23現在)	

注：標記の内容は、各保護区を管轄する環境省の各地方環境事務所等が、業務報告や地域等からの聞き取り等により収集した保護区内の渡り鳥の状況を取りまとめたものである。

※1：業務報告、聞き取り等により推定した一般的な例年の状況である。

※2：情報収集した時点で可能な限り把握した内容であり、分布状況、地形、時間、天候等により確認不能な場合があるため、全てを確認したものではない。

※3：情報収集時点で推定される状況を、業務報告や聞き取り等により把握したものである。

※4：標記の各保護区を管轄する地方環境事務所及び自然環境事務所。